

社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会 福 祉 委 員 規 程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高砂市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)定款第1条の目的達成のため福祉委員を設置する。

(推薦及び委嘱)

第2条 福祉委員は、各町(校区)より次に掲げる者の中から自治会長の推薦により協議会理事長(以下「理事長」という。)が委嘱する。

自 治 会

婦 人 会

老 人 ク ラ ブ

民生委員児童委員

福祉関係団体

学 識 経 験 者

社会福祉に関心があり、理解と熱意のある市民

2 前項に規定する自治会長の推薦が困難な場合は、理事長が適当と認めた者から推薦ができるものとする。

3 第1項及び第2項の推薦にあたっては、別紙「高砂市社会福祉協議会福祉委員推薦書」(様式第1号)により協議会へ届出るものとする。

(活動)

第3条 福祉委員は、地域住民と共に福祉のまちづくりを推進する中核者として位置づけ活動を行うこととする。

(1) 地域における実情の把握と住民の福祉に対する要望を正確にとらえ福祉の増進につとめる

(2) 地域における福祉活動の推進

(3) 地域内の関係団体及び住民への連絡、調整

(4) その他、地域福祉に必要とされる事業への参加、協力

(守秘義務)

第4条 福祉委員は、その活動を遂行するにあたっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守る。

(設置基準)

第5条 福祉委員は、おおむね50世帯に1人の割合で置く。

(任期)

第6条 福祉委員の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。

2 削除

3 補充によって就任した福祉委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任期途中の交代)

第6条の2 前条第3項の規定により就任する福祉委員は、別紙「高砂市社会福祉協議会福祉委員変更届」(様式第2号)により協議会に届出るものとする。

(町(校区)福祉推進委員会)

第7条 削除

(補則)

第8条 この規程に定めのあるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

なお、施行日前に実施された第2条の2項及び第6条の2に規定する届出については、それぞれこの条文に基づき取り扱いがあったものとみなす。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年6月1日に委嘱した福祉委員については、第6条の規定にかかわらず平成25年3月31日までを任期とする。

附 則

この規程は、平成24年7月27日から施行する。

なお、施行後当面の間、従前の様式は使用できるものとする。

附 則

この規程は、平成28年2月15日から施行する。

なお、施行後当面の間、従前の様式は使用できるものとする。